

幸田町特産品創出等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特産品の創出、改良及び普及のため、予算の範囲内において、幸田町特産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新たな特産品の創出及び既存の特産品の質の向上等を促進し、もって地域の活性化及び地場産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと寄附金」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する特例控除対象寄附金のうち、町に對するものをいう。

2 この要綱において「特産品」とは、町の魅力の発信につながると町長が認める物品、役務その他これらに類するものであって、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、ふるさと寄附金の受領に伴い当該ふるさと寄附金を支出した者に対して町が提供することを見込むものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 町税の滞納がないこと。ただし、法人にあっては、法人及びその代表者の町税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と関係を有しない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 特産品の開発、改良（特産品の質を向上させ、その価値が増大すると町長が認めるものに限る。）又は生産強化（特産品の提供上限数の増加又は納入期限の短縮を目的とするものに限る。）
- (2) 特産品の包装その他のパッケージの改良

(補助対象経費、補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、町長が定める日までに、幸田町特産品創出等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書等（見込みの補助対象経費の内訳を確認できる書類に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付又は不交付の決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、幸田町特産品創出等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号。次項において「決定通知書」という。）により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 前条の規定により審査した場合であって補助金を交付すべきものと認められないときは、その旨及びその理由を、決定通知書により当該補助金の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の決定前における補助対象事業への着手)

第9条 町長は、第7条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した者については、補助金を交付しない。

(補助対象事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業の内容の変更（中止及び廃止を含む。以下同じ。）をしようとするときは、幸田町特産品創出等支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の変更の決定)

第11条 町長は、前条の承認の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容を変更することを適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、幸田町特産品創出等支援事業補助金変更交付（不交付）等決定通知書（様式第5号。次項において「変更決定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

2 前項の規定により審査した場合であって補助金の交付の決定の内容を変更することを不適当と認めるときは、その旨及びその理由を、変更決定通知書により当該変更の承認の申請をした者に対し通知する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、幸田町特産品創出等支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添え、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書等（補助対象経費の内訳を確認できる書類に限る。）

(2) 完成写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付

の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、幸田町特産品創出等支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（是正の措置）

第14条 町長は、第12条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、第13条の規定による通知を受けたときは、町長に請求書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、補助金を交付する。

（決定の取消し）

第16条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱若しくはこの要綱の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、別表の1の項に係る補助金の交付を受けた財産にあつては当該交付を受けた日から起算して5年を経過したとき、同表の2の項に係る補助金の交付を受けた財産にあつては当該交付を受けた日から起算して2年を経過したときは、この限りでない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第5条、第18条関係）

項	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助要件
---	--------	-----	-------	------

1	工場、作業所等の建物（以下「建物」という。）の取得、増改築又は改装賃借した建物の増改築又は改装に要する費用	2分の1	250万円	補助金の交付の申請をする日の属する年度又はその前年度における補助対象者の提供する特産品を希望するふるさと寄附（補助対象者の代表者、役員、従業員及びこれらの者の3親等内の親族によるものを除く。）が25万円以上あること。
	建物の附帯設備の取得に要する費用			
	機械設備（土地、建物その他の工作物に附属して容易に移動することができないものに限る。以下この表において同じ。）の取得又は設置に要する費用			
2	備品（機械設備以外の物品をいう。）の購入に要する費用	2分の1	50万円	補助金の交付の申請をする日の属する年度又はその前年度における補助対象者の提供する特産品を希望するふるさと寄附（補助対象者の代表者、役員、従業員及びこれらの者の3親等内の親族によるものを除く。）が5万円以上あること。
	委託費			
	外部評価費			

備考

- 1 補助金の交付の申請は、1年度に1回を限度とし、1の項又は2の項に掲げる補助対象経費のいずれかについてのみに行うことができる。
- 2 土地の購入費又は造成費、人件費、印紙税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び官公署に支払う手数料は、補助対象経費とすることができない。
- 3 国、県若しくは市町村又は他の団体等から他の補助金を受けるときは、その金額を補助対象経費から控除して得た額をもって補助対象経費とする。
- 4 補助対象経費が10万円未満であるときは、補助金の交付の対象外とする。
- 5 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 6 補助要件を達成する見込みがあるときは、補助金の交付申請をすることができる。ただし、達成することができなかつたときは、補助金の交付を受けることができない。